

1/12

東京電力ホールディングス株式会社  
 福島第一原子力発電所

様式9-1(1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第23082報)

2021年12月29日 14時35分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
 福島第一廃炉推進カンパニー  
 福島第一原子力発電所  
 原子力防災管理者 磯貝 智彦  
 連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要)                  プラント関連パラメータ、タンクエリアパトロール結果等について、下記の通りお知らせいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント関連パラメータ [12月29日11時00分現在]</li> <li>・集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 [採取日 12月28日]</li> <li>・構内排水路 分析結果 [採取日 12月28日]</li> <li>・護岸地下水観測孔 分析結果 [採取日 12月24日、28日]</li> <li>・海水分析結果&lt;港湾内、放水口付近&gt; [採取日 12月24日、28日]</li> <li>・発電所敷地内におけるモニタリング結果について、前回のお知らせから有意な変動はありません。</li> <li>・タンクエリアパトロール及び汚染水タンク水位計による常時監視において、漏えい等の異常はありません。</li> <li>・建屋滞留水の移送状況について、パトロール及び警報監視において、漏えい等の異常は確認されません。</li> </ul> <p>サブドレン他水処理施設一時貯水タンクE、地下水バイパス一時貯留タンクグループ2の当社及び第三者機関による分析結果については、共に運用目標値を満足していたことから、12月30日に排水を実施します。                  排水開始・終了の実績については、別途お知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果 [採取日 12月25日]</li> <li>・地下水バイパス一時貯留タンク水 排水前分析結果 [採取日 12月22日]</li> </ul> <p>【公表区分：その他】</p> <p>※添付の(有)・無し</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- (注1) 最初に発生した警戒事象該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。
- (注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。
- (注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

4/12

福島第一原子力発電所 プラント関連パラメータ

2021年12月29日 11:00現在

(重要事項) 自計測器については、検査やその後の検査直後の影響を受けて、通常の使用環境条件を越えているものもあり、正しく測定されていない可能性があります。このような計測の不確かさを要請したうえで、運転プラントの状態を把握するために、このような計測の不確かさを要請したうえで、運転の計測器から得られる情報を活用して運転の判断にも留意して統合的に判断している。

	1号機	2号機	3号機	4号機
原子炉注水状況	給水系: 2.0 m <sup>3</sup> /h CS系: 1.4 m <sup>3</sup> /h (12/29 11:00 現在)	給水系: 2.5 m <sup>3</sup> /h CS系: 0.0 m <sup>3</sup> /h (12/29 11:00 現在)	給水系: 1.6 m <sup>3</sup> /h CS系: 0.0 m <sup>3</sup> /h (12/29 11:00 現在)	※6 ※6
原子炉圧力容器 層部温度	VESSEL BOTTOM HEAD (TE-263-69L1): 18.4 °C 原子炉 SKIRT JOINT 上部 (TE-263-69H1): 18.0 °C VESSEL DOWN COMMER. (TE-263-69G2): 17.9 °C (12/29 11:00 現在)	VESSEL WALL ABOVE BOTTOM HEAD (TE-2-3-69H3): 24.3 °C RPV温度 (TE-2-3-69R): 25.0 °C (12/29 11:00 現在)	スカーションクシオン上部温度 (TE-2-3-69F1): 25.8 °C RPV底部ヘッド上部温度 (TE-2-3-69H1): 23.4 °C (12/29 11:00 現在)	
原子炉格納容器 内温度	HVH-12A RETURN AIR (TE-1625A): 18.0 °C HVH-12A SUPPLY AIR (TE-1625F): 17.9 °C (12/29 11:00 現在)	RETURN AIR DRYWELL COOLER (TE-16-114B): 25.7 °C SUPPLY AIR D/W COOLERHVH2-16B (TE-16-114G#1): 24.5 °C (12/29 11:00 現在)	格納容器空調機戻り空気温度 (TE-16-114A): 26.3 °C 格納容器空調機供給空気温度 (TE-16-114F#1): 23.2 °C (12/29 11:00 現在)	
原子炉格納容器 圧力	0.60 kPa g (12/29 11:00 現在)	3.01 kPa g (12/29 11:00 現在)	0.46 kPa g (12/29 11:00 現在)	
圧塞封入流量 ※3	RPV (RVH-A): - Nm <sup>3</sup> /h (RVH-B): 15.53 Nm <sup>3</sup> /h (JP-A): 15.83 Nm <sup>3</sup> /h (JP-B): - Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h (12/29 11:00 現在)	※4	RPV-A: 8.34 Nm <sup>3</sup> /h RPV-B: 8.68 Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h (12/29 11:00 現在)	※4
原子炉格納容器 ガス管理システム 排気流量	27.1 m <sup>3</sup> /h (12/29 11:00 現在)	18.42 Nm <sup>3</sup> /h (12/29 11:00 現在)	17.72 Nm <sup>3</sup> /h (12/29 11:00 現在)	
原子炉格納容器 水素濃度 ※1	A系: 0.00 vol% B系: 0.00 vol% (12/29 11:00 現在)	A系: 0.06 vol% B系: 0.06 vol% (12/29 11:00 現在)	A系: 0.08 vol% B系: 0.07 vol% (12/29 11:00 現在)	
原子炉格納容器 放射能濃度 (Xe135) ※2	A系: 指示値 検出限界値 1.33E-03 Ba/cm <sup>3</sup> 3.60E-04 B系: 指示値 検出限界値 1.23E-03 Ba/cm <sup>3</sup> 3.20E-04 (12/29 11:00 現在)	A系: 指示値 ND 検出限界値 1.3E-01 Ba/cm <sup>3</sup> ND 検出限界値 1.3E-01 Ba/cm <sup>3</sup> (12/29 11:00 現在)	A系: 指示値 ND 検出限界値 1.9E-01 Ba/cm <sup>3</sup> ND 検出限界値 1.9E-01 Ba/cm <sup>3</sup> (12/29 11:00 現在)	
使用済燃料プール 水温度	20.7 °C (12/29 11:00 現在)	19.5 °C (12/29 11:00 現在)	- °C (12/29 11:00 現在)	※5 (12/29 11:00 現在)
FPC 排水タンク 水位	3.00 m (12/29 11:00 現在)	4.35 m (12/29 11:00 現在)	- m (12/29 11:00 現在)	※7 (12/29 11:00 現在)

※1: 原子炉格納容器内の水素濃度を測定する。(水素濃度の検出限界値は、計測精度により異なる場合があります。)

※2: 原子炉格納容器内の放射能濃度を測定する。(放射能濃度の検出限界値は、計測精度により異なる場合があります。)

※3: 原子炉格納容器内の圧塞封入流量を測定する。(圧塞封入流量の検出限界値は、計測精度により異なる場合があります。)

※4: 原子炉格納容器内の圧塞封入流量を測定する。(圧塞封入流量の検出限界値は、計測精度により異なる場合があります。)

※5: 原子炉格納容器内の放射能濃度を測定する。(放射能濃度の検出限界値は、計測精度により異なる場合があります。)

※6: 原子炉格納容器内の放射能濃度を測定する。(放射能濃度の検出限界値は、計測精度により異なる場合があります。)

※7: 作業員が排水タンク内の水位を測定する。

3  
/  
12

2021年12月29日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 (γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
4号T/B建屋南東	2021/12/28 07:30	< 4.6E+00	< 3.0E+00	< 4.8E+00
プロセス主建屋北東	2021/12/28 08:35	< 4.8E+00	< 3.2E+00	< 3.5E+00
プロセス主建屋南東	2021/12/28 07:58	< 3.9E+00	< 4.6E+00	< 4.8E+00
雑固体廃棄物減容処理建屋南	2021/12/28 08:22	< 4.2E+00	< 4.4E+00	< 4.4E+00
サイトバンカ建屋南西	—	—	—	—
焼却工建屋西側	2021/12/28 08:27	< 4.6E+00	< 5.9E+00	4.6E+01
雑固体廃棄物減容処理建屋北	2021/12/28 08:17	< 4.1E+00	< 3.6E+00	< 5.1E+00
サイトバンカ建屋南東	2021/12/28 08:30	< 4.6E+00	< 4.6E+00	< 4.8E+00

・核種毎の半減期：I-131(約8日), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.OE±Oとは、O.O×10<sup>±O</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

・サイトバンカ建屋南西は、1回/週程度の頻度で分析を実施。

4/12

2021年12月29日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所推進カンパニー

### 構内排水路 分析結果 (全β・Y)

採取地点	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
A排水路	2021/12/28 08:19	4.7E+00	< 5.0E-01	3.2E+00
物揚場排水路	2021/12/28 08:15	< 2.7E+00	< 6.2E-01	1.3E+00
K排水路	2021/12/28 06:00	4.7E+00	< 7.4E-01	3.3E+00
BC排水路	2021/12/28 06:00	< 2.7E+00	< 8.1E-01	< 7.2E-01
5,6号機排水路 <sup>※1</sup>	—	—	—	—

・核種毎の半減期：Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・0.0E±0とは、0.0×10<sup>±0</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31、3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1、3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

・採取当日の降雨量は0 mm

・排水路流量情報は、解析中のため後日公表する。

※1 5,6号機排水路は1回/月に分析を実施。

5/12

2021年12月29日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所カンパニー

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(1/2)

採取地点	採取日時	全β (Bq/L)	分析項目					Cs-137 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	塩素 (ppm)
			Co-60 (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	その他放射線型 Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)			
No.0-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-1-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-3-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.1	2021/12/28 07:50	2.7E+04	< 2.5E-01	< 2.2E-01	< 2.4E+00	< 8.9E-01	< 2.4E-01	1.2E+00	-	
No.1-6	2021/12/28 07:25	6.0E+05	4.2E+01	5.8E+01	< 1.9E+03	< 8.6E+02	6.9E+03	1.9E+05	-	
No.1-8	2021/12/28 08:20	1.0E+04	< 1.6E+00	< 1.2E+00	< 2.5E+01	< 1.1E+01	1.6E+01	4.3E+02	-	
No.1-9 #1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.1-11	2021/12/28 08:25	1.5E+01	< 4.3E-01	< 3.7E-01	< 3.5E+00	< 1.2E+00	< 3.9E-01	4.1E+00	-	
No.1-12	2021/12/28 07:35	3.5E+02	< 1.0E+00	< 7.3E-01	< 1.2E+01	< 5.9E+00	6.5E+00	2.0E+02	-	
No.1-14	2021/12/28 07:30	4.4E+02	< 2.9E-01	< 2.8E-01	< 2.9E+00	< 9.7E-01	< 3.1E-01	1.5E+00	-	
No.1-16	2021/12/28 07:40	2.3E+04	< 4.0E-01	< 4.0E-01	< 7.4E+00	< 3.5E+00	8.3E+00	2.8E+02	-	
No.1-17	2021/12/28 07:56	5.7E+04	< 3.1E-01	< 2.8E-01	< 3.7E+00	< 1.7E+00	8.3E-01	3.0E+01	-	

・検出限の半減期：Mn-54(約910日)、Co-60(約5年)、Ru-106(約370日)、Sb-125(約3年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不等号 (<)：小なりは、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O、OE±Oとは、O×10<sup>0</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>、3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1、3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と表す。

※1 No.1-9は、採水経による採取であるため、γ測定は実施せず。全βは参考値として測定後に測定。

6/12

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(2/2)

採取地点	採取日時	全β (Bq/L)	その他V線放出核種					Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)
			Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)			
1,2号観測ポイント 汲み上げ水	2021/12/28 08:00	1.4E+05	< 6.6E-01	< 3.2E-01	< 6.5E+00	< 2.3E+00	< 7.2E-01	4.8E+00	-	
No.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.2-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.2-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.2-5 #2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.2-6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.2-7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.2-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2,3号機改修ワエル 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.3-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.3-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.3-5 #2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3,4号機改修ワエル 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

・検査毎の半減期: Mn-54(約310日), Co-60(約5年), Ru-106(約370日), Sb-125(約3年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不等号 (<) : 小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.O.E±Oとは、O.O×10<sup>±0</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

※2 No.2-5, No.3-5は、採水器による採取であるため、V測定は実施せず。全βは参考値としてV測定後に測定。

7  
12

2021年12月29日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所カンパニー

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・Y・塩素)

(1/2)

採取地点	採取日時	分析項目													
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)					
No.0-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-1-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1	2021/12/24 07:35	2.7E+04	3.2E+04	< 2.1E-01	< 3.2E-01	< 2.5E+00	< 9.9E-01	< 3.3E-01	2.2E+00	-	-	-	-	-	-
No.1-6	2021/12/24 07:05	5.7E+05	2.9E+03	< 4.7E+01	< 3.8E+01	< 1.7E+03	< 8.6E+02	5.9E+03	1.7E+05	-	-	-	-	-	-
No.1-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-9 *1	2021/12/24 07:30	2.2E+01	4.9E+02	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7.2E+01
No.1-11	2021/12/24 07:44	1.5E+01	7.8E+02	< 2.9E-01	< 3.7E-01	< 3.8E+00	< 1.4E+00	< 3.2E-01	2.7E+00	-	-	-	-	-	-
No.1-12	2021/12/24 07:18	2.9E+02	2.4E+04	< 7.3E-01	< 1.2E+00	< 1.1E+01	< 5.4E+00	5.2E+00	1.6E+02	-	-	-	-	-	-
No.1-14	2021/12/24 07:13	7.3E+02	3.7E+04	< 3.1E-01	< 3.6E-01	< 2.8E+00	< 1.2E+00	< 3.3E-01	9.8E+00	-	-	-	-	-	-
No.1-16	2021/12/24 07:24	4.6E+04	3.6E+02	< 7.8E-01	3.2E+00	< 3.5E+01	< 1.8E+01	2.6E+02	7.6E+03	-	-	-	-	-	-
No.1-17	2021/12/24 07:40	5.5E+04	2.2E+02	< 3.2E-01	< 3.3E-01	< 3.4E+00	< 1.5E+00	< 3.8E-01	5.0E+00	-	-	-	-	-	-

\* 検査物の半減期: H-3(約12年), Mn-54(約310日), Co-60(約5年), Ru-106(約370日), Sb-125(約3年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

\* 不番号 (<: 小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。

\* 測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

\* O.E±Oとは、O.O×10<sup>0</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

\* H-3以外は図にお知らせ済み。

\* No.1-9は、取水器による採取であるため、Y測定は実施せず。全βは参考値として別途に測定。

8/12

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・Y・塩素)

(2/2)

採取地点	採取日時	分析項目												
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	その他(検出限界)					Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)			
				Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)						
1,2号観測ポイント 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-5 #2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-6	2021/12/24 07:56	5.9E+02	4.9E+02	< 2.9E-01	< 3.6E-01	< 2.5E+00	< 1.1E+00	< 3.4E-01	3.6E+00	-	-	-	-	-
No.2-7	2021/12/24 07:52	4.5E+02	9.6E+02	< 3.7E-01	< 3.3E-01	< 2.7E+00	< 1.4E+00	< 3.7E-01	2.5E+00	5.0E+02	-	-	-	-
No.2-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,3号観測ポイント 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-5 #2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3,4号観測ポイント 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

・検体の半減期：H-3(約12年)、Mn-54(約310日)、Co-60(約5年)、Ru-106(約370日)、Sb-125(約3年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不等号 (<:小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.OE±Oとは、O.O×10<sup>0</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31、3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1、3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

・H-3以外は瓶にお知らせ済み。

※2 No.2-5、No.3-5は、採水精による採取であるため、V測定は実施せず。全βは参考値としてろ過後に測定。

9  
12

2021年12月29日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果<港湾内, 放水口付近> (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2021/12/28 08:38	—	< 7.6E-01	< 7.1E-01
1F 6号機取水口前	2021/12/28 08:30	< 1.3E+01	< 6.2E-01	< 5.0E-01
1F 物揚場前	2021/12/28 08:10	< 1.3E+01	< 4.9E-01	< 4.3E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2021/12/28 08:15	< 1.3E+01	< 4.6E-01	7.8E-01
1F 1~4号機取水口内南側 (遮水壁前)	2021/12/28 08:20	< 1.3E+01	< 3.9E-01	2.6E+00
1F 南放水口付近 (T-2) ※	2021/12/28 09:09	1.0E+01	< 4.1E-01	< 6.5E-01
1F 港湾口 (T-0)	2021/12/28 06:24	< 1.2E+01	< 4.3E-01	< 5.6E-01
1F 港湾中央	2021/12/28 06:20	1.4E+01	< 4.0E-01	< 5.2E-01
1F 港湾内東側	2021/12/28 06:22	< 1.4E+01	< 3.4E-01	< 3.1E-01
1F 港湾内西側	2021/12/28 06:18	< 1.4E+01	< 2.8E-01	< 2.9E-01
1F 港湾内北側	2021/12/28 06:16	< 1.4E+01	< 2.3E-01	< 3.2E-01
1F 港湾内南側	2021/12/28 06:26	< 1.4E+01	< 3.0E-01	< 2.7E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—
告示濃度限度 <sup>※1</sup>			6.0E+01	9.0E+01
WHO飲料水水質ガイドライン			1.0E+01	1.0E+01

・核種毎の半減期：Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)  
 ・不等号 (<: 小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。  
 ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。  
 ・O.OE±Oとは、O.O×10<sup>±O</sup>であることを意味する。  
 (例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。  
 ・物揚場前は、シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。  
 ※1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度  
 (別表第一第六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm<sup>3</sup>の表記をBq/Lに換算した値を記載])  
 ※試料採取作業の安全確保ができないため、採取地点を1~4号機放水口から南側に約1300mの地点に一時的に変更。

10  
12

2021年12月29日

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果<港湾内,放水口付近> (全β・H-3・γ)

試料名称	採取日時	分析項目			
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2021/12/24 09:16	—	—	< 8.2E-01	< 7.2E-01
1F 6号機取水口前	2021/12/24 09:05	1.3E+01	—	< 4.9E-01	< 5.5E-01
1F 物揚場前	2021/12/24 08:12	1.8E+01	—	< 4.7E-01	< 4.8E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2021/12/24 07:47	< 1.3E+01	—	< 4.9E-01	7.3E-01
1F 1~4号機取水口内南側 (遮水壁前)	2021/12/24 07:52	< 1.3E+01	—	< 4.0E-01	1.8E+00
1F 南放水口付近 (注) (T-2) ※	2021/12/24 06:55	9.8E+00	< 8.5E-01	< 5.2E-01	< 7.2E-01
1F 港湾口 (T-0)	2021/12/24 06:28	1.6E+01	—	< 4.7E-01	< 3.6E-01
1F 港湾中央	2021/12/24 06:24	1.9E+01	—	< 4.5E-01	< 5.4E-01
1F 港湾内東側	2021/12/24 06:26	< 1.3E+01	—	< 3.1E-01	3.5E-01
1F 港湾内西側	2021/12/24 06:22	1.4E+01	—	< 3.0E-01	< 3.3E-01
1F 港湾内北側	2021/12/24 06:20	< 1.3E+01	—	< 2.8E-01	< 3.1E-01
1F 港湾内南側	2021/12/24 06:30	< 1.3E+01	—	< 2.5E-01	3.8E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—	—
告示濃度限度 <sup>*1</sup>			6.0E+04	6.0E+01	9.0E+01
WHO飲料水水質ガイドライン			1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01

- ・核種毎の半減期：H-3(約12年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)
- ・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。
- ・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。
- ・0.0E±0とは、0.0×10<sup>±0</sup>であることを意味する。
- (例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。
- ・物揚場前は、シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。
- ・H-3以外は既にお知らせ済み。

※1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度  
(別表第一第六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm<sup>3</sup>の表記をBq/Lに換算した値を記載])

(注)地下水バイパス排水の翌朝採取した「南放水口付近海水」については、トリチウムの分析も行っている。  
(2014年10月19日以降)

※試料採取作業の安全確保ができないため、採取地点を1~4号機放水口から南側に約1300mの地点に一時的に変更。

2021年12月29日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果

試料名称	採取日時	貯水量 (m <sup>3</sup> )	分析機関	分析項目				
				全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	その他 γ核種
一時貯水タンク (サンブルタンク) E	2021/12/25 07:27	840	東京電力	< 1.6E+00	9.5E+02	< 5.7E-01	< 6.9E-01	検出なし
			東北緑化環境保全(株)	< 3.6E-01	1.0E+03	< 7.4E-01	< 5.8E-01	検出なし
運用目標				3.0E+00 (1.0E+00) ※1	1.5E+03	1.0E+00	1.0E+00	検出されないこと※2
告示濃度限度※3					6.0E+04	6.0E+01	9.0E+01	
WHO飲料水水质ガイドライン					1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01	

・核種毎の半減期：H-3(約12年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

：不等号 (< ; 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・0.0E±0 とは、0.0×10<sup>±0</sup> であることを意味する。

(例) 3.1E+01 は 3.1×10<sup>1</sup> で 31, 3.1E+00 は 3.1×10<sup>0</sup> で 3.1, 3.1E-01 は 3.1×10<sup>-1</sup> で 0.31 と読む。

※1 運用目標の全βについては、10日に1回程度、検出限界値を1 Bq/Lに下げて分析を実施。

※2 Cs-134, Cs-137の検出限界値「1Bq/L未満」を確認する測定にて検出されないこと(天然核種を除く)。

※3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度

(別表第一第六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm<sup>3</sup>の表記をBq/Lに換算した値を記載])

11/12

2021年12月29日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

地下水バイパス一時貯留タンク水 排水前分析結果

試料名称	採取日時	貯水量 (m <sup>3</sup> )	分析機関	分析項目					その他 Y核種
				全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)		
地下水バイパス 一時貯留タンク Gr2 (グループ2)	2021/12/22 08:53	2,690	東京電力	< 6.7E-01	6.8E+01	< 5.3E-01	< 7.4E-01		検出なし
			東北緑化環境保全(株)	< 2.9E-01	7.4E+01	< 7.3E-01	< 5.3E-01		検出なし
通用目標				5.0E+00 (1.0E+00) ※1	1.5E+03	1.0E+00	1.0E+00		検出されないこと※2
告示濃度限度※3					6.0E+04	6.0E+01	9.0E+01		
WHO飲料水水质ガイドライン					1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01		

・核種の半減期：H-3(約12年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不符号 (<:小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・O.OE±Oとは、O.O×10<sup>±O</sup>であることを意味する。

・(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31、3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1、3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

※1 通用目標の全βについては、10日に1回程度、検出限界値を1 Bq/Lに下げて分析を実施。

※2 Cs-134, Cs-137の検出限界値「1Bq/L未満」を確認する測定にて検出されないこと(天然核種を除く)。

※3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度

(別表第一第六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm<sup>3</sup>の表記をBq/Lに換算した値を記載])

12  
11/29

1/2

東京電力ホールディングス株式会社  
 福島第一原子力発電所

~~様式0-1(1/2)~~  
 (第23083報)

応急措置の概要 (原子炉施設)

2021年12月29日 14時35分

内閣総理大臣，原子力規制委員会，福島県知事，大熊町長，双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
 福島第一廃炉推進カンパニー  
 福島第一原子力発電所  
 原子力防災管理者 磯貝 智彦  
 連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき，応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号，省令第21条第1項口)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時，対応の概要)</p> <p>第8137報他でお知らせした，1号機放水路上流側立坑においてCs-137の濃度が上昇した事象、及び第10182報他でお知らせした，2号機放水路上流側立坑において全ベータ放射能及びトリチウム濃度が上昇した事象について，1号機及び2号機放水路立坑水の分析を実施しましたので，以下のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">・ 1号機、2号機放水路 分析結果</p> <p style="text-align: right;">[採取日 12月27日]</p> <p>今回の分析結果については，至近の分析結果と比較して有意な変動はありませんでした。今後も監視を継続していきます。</p> <p style="text-align: center;">【公表区分：その他】</p> <p>※添付の(有り)・無し</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは，日本産業規格A4とする。  
 (注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所，発生時刻，種類について記載する。  
 (注2) 設備機器の状況，故障機器の応急復旧，拡大防止措置等の時刻，場所，内容について発生時刻順に記載する。  
 (注3) 緊急時対策本部の設置状況，被ばく患者発生状況等について記載する。

2021年12月29日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所推進カンパニー

### 1号機, 2号機放水路 分析結果

採取地点	採取日時	分析項目			
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1号機放水路立坑水	上流側	3.0E+03	< 1.2E+02	7.6E+01	2.5E+03
	下流側	2.2E+03	3.6E+02	2.0E+01	7.1E+02
2号機放水路立坑水	上流側	1.1E+03	< 1.2E+02	2.8E+01	7.8E+02
	下流側	1.0E+02	< 1.2E+02	< 6.9E+00	4.7E+01

・核種毎の半減期：H-3(約12年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不等号 (<:小なり) は, 検出限界値未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・0.0E±0とは, 0.0×10<sup>±0</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

16:02

1/1

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

様式0-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第23084報)

2021年12月29日15時55分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 磯貝 智彦  
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項口)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要) 本日15時29分頃、4号T/B東側付近で水溜まりがあることを協力企業作業員が発見しました。</p> <p>状況は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発見時刻 15時29分頃</li> <li>・発生場所(設備名称) 4号T/B東側付近</li> <li>・漏えい箇所 4号T/B東側付近</li> <li>・発見者 協力企業作業員</li> <li>・漏えい範囲 約1m×約10m</li> <li>・拡大防止処置 確認中</li> <li>・漏えい継続の有無 確認中</li> <li>・外部への影響 確認中</li> </ul> <p>現在、現場状況を確認しており、状況が分かり次第お知らせします。</p> <p>【公表区分：C】</p> <p>※添付の有り・<b>無し</b></p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

18:00

23085

様式0-1(1/2)  
(第2-3-8-0-5報)

応急措置の概要 (原子炉施設)

2021年12月29日 17時30分

内閣総理大臣、原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長、双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 磯貝 智彦  
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号、省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時、対応の概要)</p> <p>第23081報でお知らせしたとおり、サブドレン他水処理施設一時貯水タンクDに貯水していた水について、本日以下のとおり排水を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排水開始 : 10時29分</li> <li>・排水終了 : 14時54分</li> <li>・排水量 : 660m<sup>3</sup></li> </ul> <p>排水状況については、漏えい等の異常がないことを確認しております。</p> <p>【公表区分：E】</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

※添付の有り  無し

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

【訂正】Rev.1.上から「注」を「注」に修正。

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

※<誤> 第23805報  
<正> 第23085報

Rev.1 発信日時  
2021年12月29日 17時55分  
様式0-1(1/2)  
\*(第23805報)

応急措置の概要 (原子炉施設)

2021年12月29日 17時30分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 磯貝 智彦  
連絡先 0240-30-9301

(注) 注

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ) (対応日時, 対応の概要)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>第23081報でお知らせしたとおり、サブドレン他水処理施設一時貯水タンクDに貯水していた水について、本日以下のとおり排水を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排水開始 : 10時29分</li> <li>・排水終了 : 14時54分</li> <li>・排水量 : 660m<sup>3</sup></li> </ul> <p>排水状況については、漏えい等の異常がないことを確認しております。</p> <p>【公表区分: E】</p>
その他の事項の対応(注3)	※添付の有り (無し)

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

18:00

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

様式0-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第23086報)

2021年12月29日17時30分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

## 第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 磯貝 智彦

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要) 第23084報でお知らせした、水溜まり発見について、その後の状況をお知らせします。</p> <p>当該水溜まりのスミア測定を実施したところ、バックグラウンドと同等であり汚染が無いことを確認いたしました。</p> <p>現在漏えいは停止しており、漏えい拡大の恐れはありません。</p> <p>【公表区分：その他】</p> <p>汚染が無いと判断したことから、公表区分を「C」から「その他」に変更しました。</p>
	※添付の有り・無し
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。